

第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み結果

(平成28年度)

平成29年10月
南アルプス市

第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み結果（平成28年度）

【取組達成度】
 A: 目標を達成
 B: 目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 C: 目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 D: 目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組の方針	取組の項目	No.	具体的な取組項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成28年度計画	平成28年度取組内容	取組達成度		
1 財政の健全化													
●歳出の見直しと歳入の確保により収支均衡と将来負担の軽減が図られる財政基盤の確立													
①歳出構造の見直し		1		有利な市債の有効活用による将来負担の軽減（健全化判断比率の抑制）	【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	行政評価による事務事業の取捨選択を行うとともに、交付税算入率の高い、有利な地方債を模索しながら、普通建設事業費の圧縮、施設統廃合による物件費の圧縮等による基金取り崩しの抑制を図る。	第6期財政計画	・健全化判断比率を次のとおりとする。 実質公債費比率 6.5% 以下 将来負担比率 31.8% 以下 ※実質公債費比率：一般会計等が負担する市債の元利償還金及びそれに準ずる償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合 ※将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合	・計画的な市債発行、償還。これに見合った普通建設事業の推進。 施設統廃合による物件費の抑制。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第6期財政計画値 ・実質公債費比率 5.3% ・将来負担比率 ▲13.5%	・実質公債費比率 5.2% ・将来負担比率 ▲11.3%	特例債活用期限に今後必要な普通建設事業を前倒しして実施しているため、事業数増に対する各比率上昇を財政計画値以内に抑制するよう努力した。	A	後年度に向けた事業精査、施設統廃合による事業費抑制による各比率の削減努力を行う。
		2		基金の確保と活用	【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	・基金を一定額確保しつつ、必要な事業等の財源として適切な活用を図る。	第6期財政計画	・年度末財政調整基金等残高96億円以上の確保（第6期財政計画値96.4億円）	・基金については、取り崩しを行わず、減債基金・公共施設整備基金に合わせて10億円積立て、平成28年度末基金残高を105億円以上確保する。 [参考] 第6期財政計画値 ・財政調整基金残高41億円 ・減債基金残高24億円 ・公共施設整備等事業基金40億円	・財政調整基金残高40.7億円 ・減債基金残高24.9億円 ・公共施設整備等事業基金40億円	減債基金・公共施設整備基金に合わせて10.4億円積立て、平成28年度末基金残高を105.6億円を確保した。	A	今後も計画的に市債の繰上げ償還や基金積立を実施していく。
		3		補助金・交付金の見直し	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・補助金等の交付に関する基本方針に基づいて、必要性や妥当性、補助率や終期等を検証し、適正な金額への見直しや整理・統合を図る。	南アルプス市補助金等交付規則 南アルプス市補助金等交付基準	・基本方針の一定の基準の下、すべての補助金等について見直しが行われている状態	・既設の補助事業等が、基本方針に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、基本方針に基づく運用が成されるかを審査する。	補助対象、金額、割合等について協議。要綱精査及び補助金額の設定。（予算化）	新規事業については、要綱等整備のもと予算要求がされている。	B	既存事業も含め、再度内容、実施要綱等を精査し見直ししていく必要がある。
		4		経費の節減・合理化の徹底	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員のコスト意識を高めるとともに、より効率的・効果的な方法となるよう、執行管理手法を見直し、経費の節減、合理化の徹底を図る。 ・工事、備品購入、業務委託等の契約方法についての見直し。	第6期財政計画	・第6期財政計画に沿って、消耗品費や庁舎の光熱水費等、物件費等の節減が図られている状態	・経費節減等に対する職員の意識付けを徹底する。 ・経費節減等に対する目標設定及び管理を行うための仕組みを構築する。	各課における事務事業評価に基づく事業見直しの推進。財政計画策定により、今後の推計による決算規模の見込みを周知。	周知、並びに評価に基づく事業見直しの徹底不足。	B	推計による今後の動向を周知するとともに、事務事業評価に基づく事業見直し、予算削減の徹底を図る。
		5		市の規模に見合った安定的な予算規模の構築	【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	・歳入規模に見合った歳出規模への見直しを進め、第6期財政計画に基づく予算規模への計画的な縮小を図る。	第6期財政計画	・第6期財政計画における一般会計の 歳入決算 規模 291億円	・第6期財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 一般会計の 歳入決算 規模 329億円	一般会計の歳入決算 325億円	翌年度への繰越事業等による影響により地方債の発行額が少なかったため、歳入決算額が伸びなかった。	A	地方交付税を含めた依存財源が減少していくことを想定し、歳出規模を抑制し歳入に見合った歳出規模へ移行していく。
②歳入確保の取組推進		1		市税等の徴収率の向上に向けた取り組みの推進	【取組主管課】 ●税務課 ・収税対策課 【関係課等】 ・国保年金課	・庁舎増改築により執務環境が整備され、徴収体制の見直し、徴収体制の強化等に取り組み、徴収率の向上を図る。 ・山梨県滞納整理推進機構の支援事業活用による徴収強化に取り組み	自主財源の確保を達成目標とする徴収体制の見直し、改善を図る目標の指標は現年+過年の徴収率の向上を目指す	市税 現年分徴収率 98.5% 滞線分徴収率 22.0% 市税合計 95.0% 国保税 現年分徴収率 95.0% 滞線分徴収率 23.0% 国保税合計 77.0%	・滞納処分及び納税相談の実施 ・口座振替等の推進 市税 現年分徴収率 98.4% 滞線分徴収率 23.9% 市税合計 93.3% 国保税 現年分徴収率 93.0% 滞線分徴収率 24.5% 国保税合計 76.5%	現年度+過年度の徴収率の向上を目指した。 市税 現年分徴収率 98.4% 滞線分徴収率 23.3% 市税合計 93.7% 国保税 現年分徴収率 93.1% 滞線分徴収率 24.8% 国保税合計 78.2%	滞納処分及び納税相談、口座振替等の推進を図り徴収率の向上を目指した結果、市税は0.4ポイント、国保税は1.7ポイント目標より増とすることが出来た。	A	徴収率を上げるためには、徴収体制の見直し、滞納処分執行可能な課税措置を講じる必要がある。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成28年度計画	平成28年度取組内容	取組 達成度		
			2	未利用財産の売却・貸付の促進	【取組主管課】 ・管財契約課 【関係課等】	普通財産や行政財産の内、未利用部分が確認された財産については、有効活用を検討し、処分(売却・貸付)を促進する。	売却可能リスト等の抽出	・計画期間内に未利用財産の処分(売却・貸付)目標額の5年間の総額を次のとおりとする。 「普通財産」 目標額 50,000千円 売却額 25,000千円 貸付額 25,000千円	公会計管理台帳システム上の資産情報を入力し整理を進める。 [達成目安] 目標額 10,000千円 売却額 5,000千円 貸付額 5,000千円	公会計管理台帳システムへ資産情報を移行した。 ・普通財産売却額 35,123千円 ・法定外公共物私下 7,326千円 合計 42,449千円 ・使用料・貸付収入 10,967千円	結果として売却による歳入はあったが、取組のなかで処分が進んだものではない。	A	未利用となっている行政財産については、一般競争入札方式を導入し、公平で適切に処分を行う。
			3	その他の自主財源の確保	【取組主管課】 ●政策推進課 ・秘書課 ・環境課 ・都市計画課 ・行政改革推進室 【関係課等】	・職員が財源獲得の意識を持ち、広告事業の推進、ふるさと納税の促進、その他財源の確保等の取組を推進する。	-	・自主財源収入額を次のとおりとする。 ふるさと納税 200,000千円以上 ネーミングライツ 5,000千円以上 有料広告収入 600千円以上	・広報や市ホームページ、市名入り各種封筒に有料広告を掲載する。・全庁を挙げて、新たな広告媒体や自主財源の確保策の検討を進める。 [達成目安] ふるさと納税 200,000千円以上 ネーミングライツ 4,500千円 有料広告収入 277千円	ふるさと納税 255,428千円 ネーミングライツ 4,500千円 有料広告収入 277千円	ふるさと納税の申込と寄附をウェブ上で手続きできるようにしたことから、ふるさと納税寄附金額・件数とも格段に増加した。	B	・ネーミングライツについては新規施設を検討していく。 ・HPの広告収入を上げるためHPの魅力をあげる。 ・ゴミ袋の広告収入が無いため、広告料の見直しを検討する。
		③公営企業等の健全経営	1	上下水道事業の健全経営の維持	【取組主管課】 ・企業局 【関係課等】	・将来にわたって安定的に事業を継続するために、経営戦略、実施計画を策定し、この計画を推進することにより、健全な経営を維持する。	南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画(計画期間：平成29年度～平成38年度)の取組推進により、健全経営が維持された状態	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画の策定について検討	平成29年度に策定を予定する南アルプス市水道事業経営戦略を見据えた、南アルプス市水道事業実施計画を策定(計画期間平成29年度～平成36年度、将来予測～平成38年度)	関係機関との協議に日数を要し、若干の遅れが生じたが、予定どおり完了した。	A	-
			2	下水道事業の健全経営に向けた取り組みの推進	【取組主管課】 ・下水道課 【関係課等】	・国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(H26.8.29付け通知)を踏まえ、平成31年度からの公営企業会計への移行を目指す。 ・汚水処理施設整備構想に基づき、効率的かつ有効的な整備促進を図っていく。	・南アルプス市汚水処理施設整備基本構想(下水道アクションプラン) ・南アルプス市公共下水道全体計画・事業認可計画	・公営企業会計での適正な運用 ・汚水処理施設整備基本構想に基づいた整備促進 ・生活排水クリーン処理率 78.1%	[公営企業会計への移行] ・法適化基本計画の策定 ・固定資産の調査・評価 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備基本構想(下水道アクションプラン)の策定	[公営企業会計への移行] ・年度目標は達成したが、資産評価は資料と時間が不足したため完了に手間取った。 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備基本構想(下水道アクションプラン)については、策定済み。 H28年度末生活排水クリーン処理率 69.6%	[公営企業会計への移行] ・年度目標は達成したが、資産評価は資料と時間が不足したため完了に手間取った。 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備基本構想(下水道アクションプラン)の策定により次年度から事業費増大(前年1.7倍)を見込み、人員増強を調整する。	A	[公営企業会計への移行] ・委託業者と密に連絡を取り、業務に落ち度がないよう注意を払う。 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備基本構想(下水道アクションプラン)策定により次年度から事業費増大(前年1.7倍)を見込み、人員増強を調整する。
			3	特別会計の効率的な運営(国民健康保険特別会計)	【取組主管課】 ・国保年金課 【関係課等】	国の社会保障制度改革のひとつとして、持続可能な医療保険制度の構築を目指し、国保制度改革が施行されることになった。平成30年度からの都道府県化に向けて市として必要な準備、取り組みを進めていく。	山梨県国民健康保険運営方針	安定的な財政運営と効率的な事業の実施 徴収体制の見直し 現年保険料収納率：95%	都道府県化に向けた事務レベルのWGによる県と市町村の協議 現状における財政課題を踏まえた国保料率の改定 現年収納率：93%	○県と市町村の協議を実施 ○国保料率の改定を実施 ○現年のみ滞納者への早期対応(催告書送付、納税相談)	○都道府県化に向けた準備を適性に進めている。 ○国保料率の改定により単年度赤字の解消。 ○現年収納率：93%を達成	A	○県と市町村の協議を継続 ○平成30年度の都道府県化にむけ、国保料率の改定を検討していく。 ○現年収納率の93%を継続し、さらなる向上を図るには、早期対策の強化が必要。
			3	特別会計の効率的な運営(介護保険特別会計)	【取組主管課】 ・介護福祉課 【関係課等】	・事業計画等を策定し、将来的な見直しを持った上で、将来負担の軽減につながる予防関連事業等の取組や給付適正化の取組を強化し、健全経営を推進することにより、特別会計への繰入金金の抑制を図る。	・介護保険事業計画 ・高齢者保健福祉計画	・介護予防「百歳体操」の普及(高齢者600人程度) ・ケアプランチェックの全件実施を行う。	・予防関連事業の「百歳体操」の普及(高齢者200人程度) ・ケアプランチェックの準備や縦覧点検などの給付適正化を図る。	・百歳体操の普及に関して、モデル的に取り組む1グループと、代表者が体操を体験した7グループを中心に事業を展開。その後、広報・CATVでの周知、体操に使用するDVDや錘の貸出などにより普及を図った。 ・ケアプランチェックの準備として、29年度からの取組についてケアマネジャーに全体会で周知を行ない、居宅支援事業所あて通知を発送した。	・百歳体操に関しては、先行して実施したグループからの口コミや市の周知活動により、当初の予定を上回る350人以上(現在実績を集計中)の市民参加を得た。 ・ケアプランチェックの実施通知に対する問い合わせが数件あったが、概ねケアマネジャーに理解を得られている。	A	・百歳体操は予定を上回るペースで参加者が増えている。今後は高齢者関係団体や高齢者が集まる場所に出向き、趣旨や効果を説明し、参加者を増やしていく。 ・市内の事業所へは周知が来ているが、今後は市外の事業者への周知を図っていく。
			3	特別会計の効率的な運営(下水道事業特別会計)	【取組主管課】 ・下水道課 【関係課等】	・公営企業会計適用後、適正な下水道使用料への改定を行うとともに、収納率の向上に取り組み、特別会計への繰入金金の抑制に努める。 現年分徴収率 97.7% 滞線分徴収率 24.2%	・公営企業会計が適用され、適正な使用料へ改定されている。 ・滞納整理の強化により徴収率の向上が図れている。 現年分徴収率 98.5% 滞線分徴収率 25.0%	・公営企業会計移行期間 ・収納率向上のため滞納整理の強化 現年分徴収率 97.9% 滞線分徴収率 24.4%	・公営企業会計移行準備(固定資産調査・評価等) ・下水道使用料収納状況 現年分徴収率 97.7% 滞線分徴収率 22.1%	・公営企業会計移行業務については、年度目標を達成している。 ・滞納整理は計画通り実施したが、結果が伴わなかった。	B	・年2回の滞納整理や催告書発送、企業局の停水予告に合わせた滞納者訪問のほか、分納誓約者の納付状況を確認し、より良い納付方法を再検討する。	

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成28年度計画	平成28年度取組内容		取組 達成度	
			3	特別会計の効率的な運営（山梨県北岳山荘管理事業特別会計）	【取組主管課】 ・観光商工課 【関係課等】	・北岳山荘の所有者である山梨県と管理協定や管理運営方法の見直し等、県への返還も含め協議を始めており、市の負担がこれ以上増大するようであれば近い将来返還をしなければならない。	—	施設の方向性について決定を行っている。	山梨県の担当窓口である観光部観光資源課と協議。 ・平成28年11月28日（月）第1回目の協議実施 県：観光資源課長他2人 市：課長、リーダー ・平成29年3月22日（水）第2回の協議実施 県：観光資源課長他3人 市：課長、リーダー、担当	2回の協議を経て、管理協定の終了及び貸与契約の年次更新終了などを含めた改善策を検討のため継続的な協議の申入れを山梨県観光部長宛に行った。 平成29年度も定期的に協議を行っていくことが確認された。	A	—	

2 行政経営システムの見直し

●経営資源の適正配分により公共サービスを最適化する行政経営システムの見直し

①マネジメントシステムの強化	1	優先的事業の重点化	【取組主管課】 ●政策推進課 ・行政改革推進室 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・第2次総合計画に位置付けられた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の選定や関連付け、優先順位付け、見直しなどの方針を定めるため、政策協議を実施する。	第2次総合計画	・第2次総合計画に基づく事業の見直し、組み換えが行われ、社会経済情勢等の変化をとらえた政策・施策が効果的に展開されている状態	・第2次総合計画の進捗管理を行う ・政策協議の実施により、第2次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の関連付け、優先順位付け、見直し、組み換えなどを経営方針として定め、予算編成に反映させた。 ・施策別枠配分に加え、要求内容の詳細確認をするため査定を併用。	・第2次総合計画の進捗管理を行った。 ・政策協議の実施により、第2次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の関連付け、優先順位付け、見直し、組み換えなどを経営方針として定め、予算編成に反映させた。 ・施策別枠配分に加え、要求内容の詳細確認をするため査定を併用。	「施策別一般財源枠配分方式のマンネリ化」等の弊害が危惧される。 また、評価作業の簡素化が求められている。	B	新規事業等を含め、総合計画に沿った事業展開がされているとは、考えにくい。今後、計画との整合性について再度検討する必要がある。
	2	徹底した事務事業の見直し	【取組主管課】 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・全ての課等	・事務事業評価により事業の「改善・廃止」の適切な進捗管理を行い限られた経営資源を最適配分する。	—	・事務事業評価の実施及び適切な進捗管理により、限られた経営資源が最適配分され、市民が真に必要なサービスが提供されている状態	・事務事業評価により事業の「改善・廃止」の進捗管理を行い、毎年度の予算要求において、評価結果と連動した予算編成を行う。	事務事業評価の結果、H28年度の事務事業数は1196事業あり、今後の方針案として現状維持が915事業、改善・廃止等が281事業となった。	H29の予算要求は、H27年度の事務事業評価を反映させたものであり、1年間のブランクが生じる結果となった。	B	前年度の事務事業評価を、翌年度の予算執行時に繁栄させる。
	3	各種整備計画の策定と運用	【取組主管課】 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・整備計画を有する所管課	・事業の優先順位を定めた整備計画を策定し、財政状況に応じて優先度の高い事業から効果的かつ計画的な事業実施を図る。	各種整備計画、整備計画、長寿命化計画	・分野ごとに整備計画が策定され、優先度の高い事業から実施されている状態	・個別計画の策定状況について調査 ・必要に応じて計画の策定動奨	公共施設等総合管理計画において対象とした施設について個別計画策定の状況調査を行った。	計画どおり進捗している。	A	未策定の計画策定支援
	4	部局ごとの目標管理の実施	【取組主管課】 ●政策推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・計画的な施策や事業等の推進のため、各部局や課等において予算編成に合わせ取組目標を設定し、進捗管理を実施する。	—	・部局や課等の目標が設定され進捗管理が行われている状態（PDCAサイクルに基づく取組が定着している状態	・部局や課等の目標を設定する（役割・使命・経営方針、事業の目標など）。 ・部局や課等の目標及び市長公約を進捗管理する。（目標達成度、成果等）	・期首の実施時期をこれまでの5月上旬から4月下旬に早めることで、部局や課等の目標の設定及び市長公約の進捗管理を有効に行った。	期首、期中、期末の実施時期を確保できた。特に期首の実施時期改善は、年度早期に課の目標設定を促すことができた。	A	—
②民間活力の活用	1	民間への業務委託等の推進	【取組主管課】 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・全ての課等	・国の公共サービス改革基本方針や全国の自治体の民間委託等の導入実績また、施設の民間譲渡による民営化等の検証を行い、民間への業務委託等の検討・推進を図る。	—	・民間委託等の効果が認められる業務について、委託等が推進されている状態	・国の公共サービス改革基本方針や全国的な自治体の民間委託導入実績を踏まえ、当市の現状に沿った業務委託を検討する。	当市の民間委託の実施状況調査を実施した。	当市の現状に沿った業務委託を検討するまでには至っていない。	B	当市の現状に沿った業務委託を検討する必要がある。
	2	指定管理者制度の導入と適正な運用	取組主管課等 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・指定管理者制度の導入効果や運用方法等の検証を行う。 ・効果が見込まれる施設への制度の導入、及び既に導入済みの施設で効果が見込めない施設の直営管理への切替（継続を見込む施設に限る）を進める。	公の施設における指定管理者制度の導入に関する基本的な指針	・真に制度の導入効果が得られる施設について導入が進み、適切に運用されている状態	・指定管理者制度の検証を行い、モニタリング手法を含め今後の制度の運用方針の見直しをする。	指定管理施設の更新数 協定数（公募8/非公募6） 施設数（公募15/非公募7） （内 公募1協定6施設6ヶ月延長）	滞りなく更新を行った。	B	公募に対する応募が各協定1社ずつしかなかったため複数社応募があるように見直しを行う。
③公共施設の見直し	1	計画的な再配置の実施	【取組主管課】 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・公の施設について、公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき施設の目的と機能、利用実態、地域バランス等を勘案し、適正配置に向けた取組の推進を図る。	公共施設等総合管理計画 公共施設再配置アクションプラン	・公の施設の総量を抑制した上で、適正配置されている状態	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき、再配置の取組を進める。	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき、施設を所管する担当課と再配置の取組を行なった。	一部、用地交渉が不調で計画変更せざるを得ない施設があったが概ね順調に進捗した。	B	一部の施設の再配置の変更を検討する。
	2	計画的な除去の実施	【取組主管課】 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・用途廃止する施設について、安全管理面や費用対効果を検証しながら計画的な除去を図る。	公共施設等総合管理計画	・公共施設等総合管理計画に記載している施設の情報が適宜更新され、計画的な除去が行われている状態	・公共施設等総合管理計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除去を実施する。	芦安小中学校教員住宅の解体、どんぐりの家・森の売却、集会所等の払い下げを行なった。	公共施設等総合管理計画に計画されている施設の除去が計画どおり進めた。	B	新規建設する施設もあるので目標以上に削減する必要がある。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)			
									平成28年度計画	平成28年度取組内容	取組 達成度					
④市民とのコミュニケーションの充実			3	計画的な保全・長寿命化の推進	【取組主管課】 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・施設の維持管理や更新費用の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な保全・長寿命化を推進する。	公共施設等総合管理計画	・公共施設等総合管理計画に基づく適正な施設管理が行われている状態	・公共施設等総合管理計画を策定する。	5月に平成28年度から30年間の計画とする公共施設等総合管理計画を策定した。併せて平成28年度から10年間を計画とする公共施設再配置アクションプランを策定した。	計画どおり策定することが出来た。	A	—			
			4	借地の解消、借地料の見直し	【取組主管課】 ・管財契約課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・市が借り受けている土地について、今後の使用状況等を検討した上で、借地契約の解消（返還・買取）や借地料の見直しを図る。	—	・借地契約が必要な土地について、地権者との合意により、可能な限り、適正な借地料となっている状態を目指す。	・管理している借地の状況について個別に調査・分析を行い適正処理を進めていく。	公共施設の再配置に伴い不要となった借地を返還していく方針を決めた（白根飯野）。	現在、想定できる範囲での方針は出すことができた。	A	再配置が完了する30年度以降に再度検討する。			
			1	分かりやすい市政情報の発信	【取組主管課】 ・秘書課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・ホームページ等の情報の最新化や最適化を通じて、分かりやすい市政情報の的確かつ迅速な発信を図る。	—	・最新かつ正確な市政情報が、小中学生から高齢者まで幅広い世代に分かりやすく伝わる内容で発信され、その情報を容易に入手できる状態	市ホームページのリニューアルに向けての検討部会を立ち上げる。	HPリニューアル検討部会を設置した。	HPの現状把握、課題整理を行い、仕様書作成を行なった。	A	HPの業者選定はプロポーザル方式を予定しており、その準備を行なう。			
			2	広聴広報活動の推進	【取組主管課】 ●秘書課 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・おきがる座談会→ 市民座談会 、各種アンケート等のほか、各種審議会等を通して、市民の意見等を聴く機会の確保と市政運営への反映を図る。	—	・広聴活動に積極的に取り組み、真の市民ニーズを的確に捕捉し、その結果が市政に反映されている状態	・市民と市長との対話集会「 市民座談会 」を今後も開催する。 ・各種アンケートの実施。 ・市長への手紙を引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する	・市民アンケート調査（18歳以上の男女1,500人を対象）を実施し、結果を事務事業評価に活用した。 ・座談会を3回実施した。3団体、43名が参加。 ・パブリックコメント4案件	・市民アンケートの回答は621件（41.4%）で、市民の満足傾向などを伺い知ることができた。 ・市長と直接対話をすることで、地域での要望、意見、困っていることなどを把握し、改善を図る。	A	・市民アンケート結果をもとに業務フローを見直し、業務改善につなげる。 ・より多くの団体と座談会を実施し、市民の生の声を広く聴いていく。			
			3	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・みんなでまちづくり推進課 ・福祉総合相談課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・社会経済情勢や市民ニーズに対応するため、引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、相談環境の整備や職員の専門性・接遇等の質高め、相談窓口の充実を図る。	—	・市民ニーズに対応した相談窓口が設置され、市民の満足度の維持・向上が図られている状態	・新たな相談窓口の需要への対応を検討する。 ・庁舎増築に伴う相談窓口の環境整備 [相談サービスの質の向上]・職員研修や職場内研修（OJT）を活用し、専門性や接遇の質の高いサービスを提供する。 ・窓口アンケートを実施し、現状の把握と改善を図る。	・市消費生活センター設置に向け、条例等の制定に取り組む。 ・庁舎増築に伴い、センターの相談室確保のため、庁舎整備室と協議を実施。 ・新たな相談窓口の需要への対応を検討。 ・職員研修や職場内研修（OJT）を活用。	・消費生活センターを平成29年4月1日開所に向け進んでいる。 ・職員研修や職場内研修（OJT）を実施し、昨年度以上に専門性や接遇の質の高いサービスを提供できている。	B	・消費生活相談員を1名確保しているが、代替相談員の確保が必要。 ・庁舎の増築に伴い、平成29年度はバーテーションにより相談窓口を確保しているが、しっかりとした相談室の確保を協議検討していく。 ・消費生活センターの周知に努め、センター職員のスキル向上のため研修に参加していく。 ・相談者に対し、窓口アンケートを実施し現状があるので検討が必要。			
			4	新たな市民参画の手法	【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	南アルプス市の現状にあった協働の形を作っていく。	仮)第2次協働のまちづくり基本方針	・第2次協働のまちづくり基本方針で計画されている内容が履行されている状態。	・職員によるワーキンググループを立ち上げモデルケースの検討を行う。	・みんなでまちづくり推進会議が10回開催され、第2次協働のまちづくり基本方針（案）及び第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画（案）が作成された。	・みんなでまちづくり推進会議で検討した第2次協働のまちづくり基本方針（案）及び第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画（案）については、内容の検討を重ねた事もあり、遅れはあったが、3月末までに作成され、みんなでまちづくり推進本部会議で承諾を得て、みんなでまちづくり推進会議及び議員の方へも説明し公表する予定としている。	B	・第2次協働のまちづくり基本方針（案）及び第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画（案）が3月末に作成され、みんなでまちづくり推進本部会議で承諾を得て、みんなでまちづくり推進会議及び議員の方へも説明し公表する予定としている。			
			3 人材育成と時代に即応した組織の見直し													
			●職員の意識改革や資質向上に取り組み、職員の能力が最大限発揮される組織を目指す人材育成と時代に即応した組織の見直し													
			①定員の適正化及び組織の見直し			1	定員適正化の推進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 ○定員適正化の方針 ・事業の執行に必要な最小の人員体制の構築 ・最大の効果を発揮できる組織の構築と人材の育成	定員適正化計画	・第3次定員適正化計画に基づき、平成32年度当初における職員数を次のとおりとする。 正規職員数 615人	・第3次定員適正化計画に基づき、[達成目安] ・第3次定員適正化計画に示した正規職員数 622人 (平成28年4月1日現在 正規職員数)	・年度当初に退職者数を勘案した採用計画を策定しており、それにより採用試験を実施し、計画以内の職員数にすることができた。 (平成28年4月現在621人)	・退職者の数、職種を勘案し、採用計画を策定している。これにより必要な職員数を確保することが明確になっているため、計画より1名減の職員数にすることができた。	B	・現在は、専門職の採用を退職者補充としているが、今後は業務内容、質・量について人事ヒアリング等で聞き取りを行い、職種別の必要枠を見極める必要がある。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成28年度計画	平成28年度取組内容		取組 達成度	
			2	組織の見直し	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ●総務課 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織を構築するとともに、行政運営上の環境変化などの課題に対応するため、適時・適切に見直しを行う。	—	・市の政策・戦略と業務量に沿った、効率的な組織が構築されている状態	・行政運営上の環境変化などに対応するため、適時・適切に組織の見直しを行う。	H29.4月からの業務分掌事務について、より効率的・効果的に業務を行うため、分掌事務の見直しを行った。 ◆ユネスコエコパークの推進に関すること ・総合政策部→農林商工部 ◆庁舎整備に関すること ・庁舎整備室の廃止 ◆生涯学習課所管の施設整備に関すること ・生涯学習施設整備担当の新設	・行政運営上の環境変化などに対応するため組織機構の見直しを行った。 ・職員数の減、業務の多様化、また、事務量の増加に対応するため、より効率的・効果的に業務を行うための見直しが行われた。 ・人事課も組織見直しのヒアリングに同席したことで、事前に内容を把握することができ、人事ヒアリングに活かされた。	B	次年度の市政運営方針に基づき、市民への対応を前提に、より効率的・効果的に業務が行えるよう進めていく。 については、限られた職員数の中で、適正な人事配置が求められる。人事課と協力して進めることが望ましい。 職員数の減に伴い、課の統廃合が求められる。
	②人材育成の推進		1	職員能力の開発促進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員の意識改革をはじめ、事務処理能力、問題解決能力及び政策形成能力等を強化する実践的な研修等の実施ほか、自己啓発の促進を図る。 ・専門職をはじめとする専門性の高い職員の育成を図るため、組織における役割分担を明確にするとともに職場内研修(OJT)の強化を図る。	人材育成方針	・職員の職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態	・人材育成方針に、人事評価制度等の仕組みを反映させるとともに、具体的な取組について見直しを行う。 ・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・年度当初に研修計画を策定し、階層別研修を計画に沿って行なった。 ・職位別の課題を見極め、課題解決のヒントになるような研修を行なった。 ・新規採用者向けの研修所による研修や自主研修を行い、入所後の育成体制を強化している。また採用後3年目職員に内部業務研修及び危機管理の研修を行なった。	・階層研修については、研修管理台帳により管理しており、対象者全員が受講するよう取り組んでいる。 ・課題解決に向けた研修については、外部講師を招き、各階層の課題に沿った内容で研修できるように詳細を打合せしながら行っており、受講者からの評判が良い。	B	・職員一人ひとりの研修に対する意識をより向上させるための取り組みが必要である。
			2	人事評価制度の適正な運用	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員一人一人が自らの能力を高めるとともに、組織全体の士気高揚を図りつつ、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、人事評価制度を活用し人材育成に繋げつつ、能力や実績に基づく人事管理を進める。	—	・人事評価制度により、能力、勤務姿勢や業績の評価及び任用・昇給等への反映が適切に行われ、人材育成や組織の士気高揚に活かされた状態	・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行う。	・適性な評価を行なうための評価実務研修、新任評価者及び採用2年目職員に対する目標設定、評価研修を実施した。 ・消防職員も人事評価が本格実施できるよう、目標設定、評価研修を実施した。	・繰り返し、評価者実務研修を実施することで、評価が平準化してきている。	A	・今後は、勤勉手当への反映の実施後、現状の評価と変化がないか検証していく必要がある。
			3	危機管理能力の向上	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・高い倫理観と危機管理意識を持って業務を遂行するため、研修等を通じて法令遵守(コンプライアンス)を徹底するとともに、メンタルヘルスや情報管理など様々なリスクに対する管理能力の強化を図る。	—	・法令遵守をはじめ様々なリスクに対するチェック体制の強化を図り、職員の危機管理意識の向上が図られている状態	・危機管理能力の強化に向け、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。 ・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場内研修を実施し、情報及び知識・認識を共有する取組を行う。	・新任課長及び採用3年目職員に対し、危機管理意識を向上させるため、外部講師を招き、経験談を踏まえた研修を実施した。	・管理職として、危機管理意識を再認識する場を設けることで、部下に対する意識の向上へ繋がる良い機会となっている。また、採用後、業務に慣れたところで研修することにより、自分自身の振り返りや今後の業務に対する意識改革になる良い機会となっている。	A	・各担当内での職場内研修の意識を高めるため、綱紀肅正などのインフォメーションの際にあわせて、職場内研修の実施についても周知していく。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成28年度計画	平成28年度の取組内容	取組 達成度		
4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進													
●人と人、人と地域、地域と地域、また異なる分野間の多様な関係性の再構築による多様な協働の推進													
①地域自治の推進	1	地域コミュニティ活動の推進		【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】	・市民による地域課題の解決に向けた自発的・主体的な取組を支援する。	—	・地域コミュニティ活動がより自発的・主体的に推進されている状態 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 70%（H27:56.8%）	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 【具体的な取組例】 ・地域コミュニティイベント支援 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 59.4%	・地域コミュニティの代表である自治会組織は、役員の負担増や高齢化、それに伴う担い手不足などの課題から、未加入者問題、地域行事の参加者の減少など山積している。本来、独自で活動している他の地域コミュニティの衰退により、自治会に頼らざるを得ない状況を生み、そのしわ寄せが発生していると推察される。このため、自治会運営（仕事）の棚卸しを行い、また、多様な担い手の育成、地域のリーダー的存在の確保や、支援の検討を行っている。	・各地域により、それぞれの考えや歴史等があり、アンタッチャブルな部分が存在するため、非常に難しいところであるが、自治会運営マニュアル等の活用を促進し、活動センターにおいても、地域コミュニティに対する支援を実施している。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 54.3%	B	・自治会運営マニュアルをさらに活用してもらうため、関係課等による説明会を実施予定。 ・市民活動センターの充実を図る。	
		2	自治会組織の適切な運用	【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】	・市民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進するための自治会組織の適切な運用を図る。	—	・自治会組織が有効に活用され、地域主体のまちづくりが推進されている状態 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 50.0%（H27:34%）	・自治会組織を支援するほか、会員の資質向上に資する研修などに取り組む。 ・自治会活動交付金の交付 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 37.2%	・年々増加傾向にある自治会未加入者対策として、市自治会連合会常任理事により、自治会加入促進ハンドブックを作成し、勧誘する側である自治会組織のマニュアルを作成した。 ・自治会運営マニュアルの改訂を行った。 ・自治会組織の抱える当面の課題や今後の課題等を整理した。	・少子化や社会経済環境の変化など自治会に及ぼす影響は計り知れないため、地域で考え実践していくことが重要であり、そういった考えを持つ市民が増えていくことが必要である。そのための協議検討を、市自治会連合会の常任理事を中心に行っているところである。 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 35.4%	B	・常任理事が改選になるため、自治会組織や事業の転換など、意識改革の醸成に努める。	
②市民活動の推進	1	多様な担い手による市民活動の促進		【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】	・市民活動センターの施設の維持管理、運営その他関連業務を民間の中間支援組織（市民活動を支援するNPOなど）を養成し担当させることで、多様な市民活動の活性化を図るとともに、様々な主体による協働を促進する	仮）協働のまちづくり基本方針	・多様な市民活動が推進されている状態（地域活動や市民活動に参画する市民の増加など） ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 70%（H27:56.8%）	・市民活動センターを拠点とした市民活動に関する情報の受発信や相談窓口機能の強化を図るため、市民活動の実態や課題等の情報を収集・整理するとともに、情報の共有化と可視化に向けた取組を推進する。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 59.4%	・市民活動センターでは活動の支援や活性化を図るため、市民活動コーディネーターを配置した。また市民活動センターのホームページを開設し、市民活動団体の活動の情報やセンターの情報の発信を行った。	・市民活動団体の活動への助言や支援を行い、他の市民活動団体との交流や情報交換の場として、多くの市民活動団体が利用し活動が広がっていくよう、市民活動コーディネーターの育成を今後も図っていく。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 54.3%	B	・市民活動センターのホームページやフェイスブックを開設しているが、更に、多くの市民活動団体の活動の情報やセンターの情報内容を充実させ市民活動へ参加する市民の輪を広げていく予定。	
		2	職員の意識向上と体制整備	【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・行動に向かうための働きかけとして、まちづくりに関連する講座や講習会を開催し、まちづくり活動を担う人材の育成を図る。	仮）協働のまちづくり基本方針	・まちづくりを担う人材が育成され、市民活動が推進されている状態	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。 ・職員の意識向上を図るため、市民活動や協働に関する職員研修を実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組の整理・体制の検討を行う。	・まちづくりを担う人材育成や支援として、3回のWAKAMONO大学での講座を開催、6件の南アルプス市協働支援テーマ型活動助成事業が行われ、市民活動団体が自ら活動する手段や方法を学び、多くの人とつながり、情報交流を行った。 ・職員の意識の向上については、市民協働推進本部、検討部会、ワーキンググループの合同研修を実施した。ワーキンググループについては研修や各課の協働の状況調査、みんなでまちづくり推進会議の委員の方との意見交換などが3回開催された。	・協働支援テーマ型活動助成事業を活用し事業を行った団体が、更に活動の輪を広げていけるよう、市民活動フォーラムで活動内容、反省点や今後の活動に向けて発表を行った。 ・協働のまちづくりをより進めていくために、研修や協働の状況の把握を行い、職員の意識改革や推進体制の向上を図ることが必要です。	B	・平成28年度までに実施したみんなでまちづくり協働事業 公募制度・提案制度・協働支援テーマ型活動助成事業について、アンケート調査を実施し今後の人材育成や支援について検討を行っていく予定。 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画を見直し、更に職員の研修を充実させ意識啓発や推進体制の検討を行っていく予定。	